

駆けつけ警護訓練

安保法の新任務、さようから

政府は24日、安全保障関連法に基づく自衛隊活動の訓練を順次実施すると正式に発表した。昨年9月に安保法が成立し、今年3月の法施行を経て運用段階へと移行する。11月中旬以降、南スリランカの国連平和維持活動(PKO)に派遣予定の陸上自衛隊部隊が、「駆けつけ警護」の訓練を行なう。今後は、新任務の付与を判断するのか、またいかに自衛隊員の安全を確保するかが焦点となる。

▼10面=社説

「各種の準備作業に一定のめどがたった」。稲田朋美防衛相は24日、首相官邸で記者団に訓練を開始する理由をこう語った。安倍政権は、安保法により安全保障に積極的に取り組む姿勢を国際社会にアピールしたいと考えた。ただ、7月の参院選への影響を考慮し、これまで訓練は控えてきた。

駆けつけ警護は改正PKO協力法に盛り込まれ、離れた場所で国連やNGO職員らが武装集団などに襲われた際、武器を持って助けに行く任務。次の派遣が予定される陸自第5普通科連隊(青森市)を中心とした部隊が、今月25日から2カ月間程度の訓練を行う。

重要影響事態法による後方支援の訓練を視野に、日本米、多国間共同訓練についても今後実施していく。改正自衛隊法で加わった、弾

道ミサイル警戒をしている米軍艦船などを平時から守る「武器等防護」の訓練についても米側と開始時期をめぐり調整を本格化させる。実際に訓練が始まることで、南スリランカPKOへの次期派遣部隊に実際に駆けつけ警護の任務を与えるかどうかが焦点だ。政権は10月上旬にも国家安全保障会議(NSC)を開き、新任務付与についての是非を判断する方向だ。

7月に首都ジュバで起きた大規模な戦闘では、多数の市民が巻き添えになり、中国のPKO隊員2人が死亡している。現時点では、政府は派遣要件である「PKO参加5原則」を満たしていると判断。菅義偉官房長官

は24日の記者会見で、「適切な武器使用が行われるよう、徹底した訓練を行っており、具体的なリスク軽減策が当面の課題となりそうだ。(二階堂勇、福井悠介)

「相手を刺激事態悪化しかねない」

紛争地の現場を見る専門家からは、駆けつけ警護など懸念も出ている。

「殺氣立つた現場に銃を持つた戦闘服姿の自衛隊員が駆けつけたら、相手を刺激して事態が悪化しかねない」。

紛争地の難民・避難民の支援などに取り組むNGO「JEN」の中嶋秀昭さんは(45)は、2013年に南スリランカ・ジバで、別のNGOのスタッフとして働いた経験を踏まえこう話す。

同年12月、大統領派と副大統領派の部族間の対立がエスカレートして紛争状態になり、空路で国外へ脱出した。現地では、酒に酔った政府軍の兵士が空に向か銃を乱射することも。銃を持つた民間人もいた。民間人と兵士の区別はつきにくいのが実態だったといふ。

紛争地知る専門家から懸念

「訓練では、現地の状況に基づいた具体的な場面を想定する必要がある。ただ、当時の混沌とした状況が変わっているとも思えず、果たして駆けつけ警護ができるのだろうか」

東ティモールで、国連PKOの幹部として紛争解決に取り組んだ東京外国语大学大学院の伊勢崎賢治教授(59)は、「PKOでの自衛隊の主な任務は道路や橋の建設。国連司令部が自衛隊に駆けつけ警護を要請するとは考えにくくない」とみる。その上で最も懸念するのは、誤って民間人を殺傷してしまうケースだ。う。「事故が起きた際の処罰の手続きなど、国としての責任を取るのかを、もっと明確にしておく必要がある」と指摘する。(其山史実)



国連のPKO施設内にある避難民居住区で、給水状況を視察する自衛隊員
2014年4月、ジュバ、三浦英之撮影

駆けつけ警護 もつとPKOの議論を

安全保障関連法に基づく自衛隊の新任務の訓練が順次、始まる。政府がきのう発表した。

まず行われるのは、南スーザンでの国連平和維持活動（PKO）に、11月に派遣される予定の陸上自衛隊部隊に対する「駆けつけ警護」の訓練だ。

道路補修などにあたる施設部隊だが、駆けつけ警護は、離れた場所で武装勢力に襲われた国連、NGO職員らを武器を持って助けにいく任務だ。自らの部隊を守るだけでなく、外に出て多くは丸腰の人を守ることになる。隊員のリスクが高まることは避けられない。

この任務を付与するか否かは今後、現地の治安情勢などを踏まえて政府が判断する。国会での徹底した議論が欠かせない。南スーザンの人道危機にいかに歯止めをかけ、国造りを支えていくか。自衛隊を含むPKO

の役割は大きい。

一方で、その実態が変質したもの確かだ。かつて「敵のいい軍隊」と呼ばれたPKOは、より強い武力行使の権限を持つPKO部隊の増派を決めた。これに反し、南スーザンの代表は「主要な紛争当事者の同意というPKO原則に反している」と

する首都ジュバで7月に大統領派と副大統領派の武力衝突が起きた。一方で、その実態が変質したのも確かだ。かつて「敵のいい軍隊」と呼ばれたPKOは、より強い武力行使の権限を持つPKO部隊の増派を決めた。これに反し、南スーザンの代表は「主要な紛争当事者の同意といいうPKO原則に反している」と

紛争地の状況は刻々と変化していく。実際に駆けつけ警護に踏み込むとすれば、現地の部隊も、東京の政府も極めて難しい判断を迫られるだろう。

ところが、その根拠となる安保関連法について、国会での議論は尽くされていない。11本の法案を2本にまとめ、焦点はPKOのあり方ではなく、集団的自衛権をめぐる憲法問題などに

自衛権をめぐる憲法問題などに

行き過ぎた軍事行動に陥らないためにも、一方で、何はしないのか、より具体的で幅広い検討が求められる。

秋の臨時国会をその場にすべきだ。政府はできる限り情報を開示し、与野党で現地の実情を踏まえて議論してほしい。